

2.2 各府省の評価結果

本項では、2005年度に外務省以外の各府省が実施したODA政策およびその評価概要を説明します。外務省以外の各府省が実施するODA政策は、主に研修員等受入、専門家派遣、調査研究、国際機関等への拠出に大別されますが、各府省が所管する全ODA政策については一覧表として巻末に掲載しています。本項では、そのうち、主な評価

結果の概要を掲載していますが、評価事例の選定については各府省の判断に委ねました。原則として、評価法に基づいて各府省が実施した政策評価の結果を掲載していますが、評価法以外の評価についても、各府省の判断に基づき参考として掲載しています。

2.2.1 金融庁

新興市場国の金融当局への技術支援（事後評価） 評価者：金融庁

1. 政策の概要・目的

開発途上国において、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は持続的な経済発展のために必要不可欠な基盤である。また、金融のグローバル化が進展する中で、アジアの新興市場国の金融システムの安定は我が国を含む国際金融システムの安定化に不可欠である。こうしたアジアにおける金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することの重要性等を踏まえ、金融庁はアジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援（銀行、証券、保険規制監督当局者に対する金融行政研修の実施）に積極的に取り組んでいる。

2. 評価概要

2005年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したもの

であり、新興市場国のニーズに応えるものになっている。

金融行政研修については、事後アンケート調査の結果、回答者の7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」、さらに、帰国後「研修内容を他の担当者と共有した」とする回答を得ていることから、金融行政研修は、新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与しているものと考えられる。

◆備考

上記は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、2005年度実績評価（2005年7月～2006年6月）より抽出。

より詳細な情報は、金融庁のホームページを参照。
(<http://www.fsa.go.jp>)

2.2.2 総務省

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献（事後評価）

評価者：総務省

1. 施策の概要・目的

グローバルな情報通信ネットワーク社会を実現するために、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）の解消やネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備等、情報通信分野における分野における二国間・多国間での課題を解決し、定期協議・政策対話等、国際機関等との国際会議に我が国が積極的に参画し、政策協調を推進する。

2. 評価概要

総務省は国際会議等において、情報通信政策や今後の協力等に関する意見交換、規制改革対話、国際的な課題に対する意見交換等を積極的に実施し、情報通信に関する各国間や国際機関等との政策協調に向け取り組んでいる。

これら取組は、各国からハイレベルの実務者が

参加するとともに、国際的な課題に対し十分に対処できる者が参加し意見交換等を行っており、国際理解・国際協調の面から有効性・効率性が認められるところである。

また、国際的デジタル・ディバイドの解消やネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備等、課題によっては二国間・多国間等の枠組みによる積極的かつ継続的な対話・調整・支援等が必要である。

◆備考

当該政策に関しては、一部にODA予算を含んでいるのみであるが、ODA政策として掲載。より詳細な情報は総務省のホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html)

2.2.3 法務省

国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進（事後評価）

評価者：法務省

1. 事業の概要・目的

犯罪の防止及び犯罪者の処遇分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施するとともに、国際的な刑事司法の現状や実態の分析等のための国際会議を開催し、さらに国際会議に参加するもの。

2. 評価概要

アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニー

ズに応えた国際研修・セミナー等による技術協力を実施し、これらの諸国における刑事司法運営が円滑になされるようになることについて有効な施策であった、との評価結果を踏まえ、今後も引き続き国際研修等を実施し、更なる充実を図るため、所要の対策を検討する。

◆備考

より詳細な情報は、法務省のホームページを参照。
(<http://www.moj.go.jp/>)

2.2.4 財務省

(1) 国際開発金融機関を活用した支援（事後評価）

評価者：財務省

1. 政策の概要・目的

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関は、豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用することで効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を認識し、責任ある国際社会の一員として、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、我が国のバイによる支援の実施に当たって、国際開発金融機関の知見を活用する。

2. 評価概要

財務省は、国際開発金融機関の主要株主として、国際開発金融機関が行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に我が国の開発の理念やODA政策を適切に反映させるよう努めている。

また、各国際開発金融機関本体への出資に加えて、各機関に日本信託基金を設け、独自に途上国に対する政策アドバイスや市民社会組織の能力構築等、貧困削減や経済発展に向けて取り組んでいる。平成17年度においては、世界銀行とアジア開発銀行の日本信託基金を通じて、鳥及び新型イン

フルエンザの発生への対応のため、併せて2,000万ドルを目処とする支援を行うことを表明し、実施している。

さらに、財務省は我が国のバイによる支援の効率性・有効性を高めるため、国際開発金融機関と協調・連携した途上国への資金協力を行っている。平成17年度においては、アフリカ開発銀行と共同で中小企業育成や金融機関の能力向上等、民間セクターの開発・育成を目的としたイニシアティブ（EPSA for Africa）を発表し、セネガル共和国に対して本イニシアティブに基づく協調融資を実施した。このほか、ベトナムやインドネシアに対し、世界銀行及びアジア開発銀行と協調融資を実施した。

このように、国際社会の援助ニーズに対応し、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、国際開発金融機関の知見やネットワークを活用しながら効果的な援助を実施することができた。

◆備考：より詳細な情報は財務省のホームページ（<http://www.mof.go.jp>）を参照。

(2) 人材育成支援、制度・政策支援（事前・事後評価）

評価者：財務省及び一部第三者による評価

1. 政策の概要・目的

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、各国の発展段階や経済構造に応じた適切な経済社会制度の設計及び運営を行う必要がある。財務省は、財政金融分野や関税・税関行政分野等の制度や政策について、人材育成支援や制度政策支援を実施し、国際協力・交流の推進に積極的に取り組む。

2. 評価概要

財務省は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的とする開発途上国の政策担当者及び行

政実務担当者等を対象とした、研修・セミナーや政策ミッションへの参画及び専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施している。平成17年度において行った支援例は以下のとおり。

- 財政経済長期セミナー
- 東アジア諸国向けの税関行政国別特設研修
- 対外債務管理ワークショップ

支援の実施に当たっては、要望調査のためのアンケート、調査団の派遣及び現地担当者へのヒアリングを通じて、事前に被援助国の要望及び現状の把握を行い、支援内容に反映させた。

終了時においても、参加者に対するアンケート調査を行い、研修内容等に関する意見のフィードバックに努めた。そのほか、研修参加者の修了後の活動状況や今後の研修に関する要望等を把握することを目的に、必要に応じ評価調査団を派遣した。また、日本で開催された研修に参加した他国の職員に対しては、帰国後に現地研修を実施した際に発表者として参加してもらうなど、日本での研修が最大限生かされるよう、フォローアップに

努めた。

このように、人材育成支援がより開発途上国の要望に則したものとなるよう見直しを行った結果、多くの参加者からカリキュラムや講義内容等について高い評価が得られ、国際協力・交流の推進につながった。

◆備考：より詳細な情報は財務省のホームページ (<http://www.mof.go.jp>) を参照。

2.2.5 文部科学省

(1) 日本人の心に見える国際教育協力の推進（事後評価）

評価者：文部科学省

1. 事業の概要・目的

開発途上国の貧困削減を進めるための最重要分野の一つである教育分野に対して、国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）における議論を踏まえつつ、わが国の経験と人材を生かした効果的な国際教育協力を実現させるとともに、わが国の「内なる国際化」を推進する。

2. 評価概要

(イ) 拠点システムの整備

2002年の国際教育協力懇談会最終報告およびカナナスキス・サミットで小泉総理が発表したBEGINにも示された、わが国の教育経験の活用と現職教員の派遣を促進していくための国内実施体制として、拠点システムを構築した。

具体的には、開発途上国における基礎教育開発の支援と、日本の国際教育協力の質を向上させることを目的として、大学・NGO・研究所等、わが国の教育関係者等が有する教育上の知見・経験の整理・蓄積を行うとともに、教育協力モデルの作成等を行った。

これらについて、国際教育協力関係者が自由に参照・活用できるよう、国際フォーラム、国内報告会やインターネットHP（電子アーカイブス）を通じて、成果の幅広い普及等を促進した。また、本事業の有効性を向上させるため、外部有識者による内部評価も実施している。

(ロ) 国際協力事業への現職教員の参加体制の整備・強化

青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」への参加希望教員数は164人と、参加教員数の達成目標である100人を超えているが、健康診断を経て最終的に審査に合格した参加人数は83人であった。2001年度の制度創設以降、2002年度は前年に比べ派遣者数が減少したものの、その後、毎年着実に派遣者数は増加しており、一定の成果は上がっている。今後とも青年海外協力隊をはじめとする国際協力事業への現職教員の毎年度の参加人数が100人以上となるように、引き続き教育委員会等に対する広報活動の強化を図る。

(ハ) ユネスコへの協力

アジア太平洋地域を対象とした識字事業等に対し、信託基金の拠出、専門家の派遣を通じた協力を行っている。1990年から2000年までに、アジア太平洋地域の初等教育就学率および識字率は、中長期的には共に上昇しているが、短期的には若干低下しており予断を許さない状況である。2005年度の統計はまだ無いものの、ユネスコが作成する実績評価報告書を元に、翌年度にEFA信託基金レビュー会合を実施し、基金が効果的に運用され、事業が着実に遂行されていることを確認しており、わが国の協力が概ね順調に進捗していることが把握できた。

また、ヨハネスブルグサミットでわが国が提唱した「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD：2005-2014年）」を主導するユネスコを支援するため、ESD信託基金を拠出し、ESDの国際レベルでの普及・啓蒙に協力した。当該年度は

DESDの初年であると同時に事業の実施初年度であったため、ESDの普及を図ることを重視し、国際会議、地域会議等の開催等の取組を支援した。2005年度の実施事業については、ユネスコが作成する実績評価報告書を元に、翌年度にESD信託基金レビュー会合を実施し、基金が効果的に運用されていること及び事業が着実に遂行されているこ

とを確認しているが、ユネスコにおいて資金運用開始のための事務手続きに手間取っており、進捗には若干の遅れが見られる。

◆備考

- ・政策評価による評価（2005年度実績評価）
- ・非ODAを含む

(2) 留学生交流の推進（事後評価）

評価者：文部科学省

1. 事業の概要・目的

諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成や、国際社会に対する知的国際貢献を図るため、これまで1983年に策定された「留学生受入れ10万人計画」を踏まえ、留学生交流の推進に努めてきた。その結果、2005年には、我が国の大学等で学ぶ留学生数は121,812人となっている。

2. 評価概要

各種施策を総合的に推進した結果、我が国に受入れている留学生数が2005年には前年比約4,500人増の121,812人となるとともに、日本人の海外への派遣について大学間交流協定に基づく日本人学生

の海外派遣で2004年度には対前年度比約3,000人増の18,570人となっている。また、留学生の不法残留者数については対前年度比545人減の7,628人（2005年度）となった。なお、留学生及び元留学生に対するアンケートでは日本留学に対して好印象が2/3以上を占めている。

以上のことより、留学生の受入・派遣の両面での一層の交流の推進及び留学生の質の確保についてはおおむね順調に進捗している。

◆備考

- ・政策評価による評価（2005年度実績評価）
- ・非ODAを含む

(3) 大学等による国際協力活動の促進および国際協力に携わる人材の育成・確保（事後評価）

評価者：文部科学省

1. 事業の概要・目的

大学が有する「知」を活用した国際開発協力を効果的・効率的に進めるために、国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）における議論を踏まえつつ、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を整備する。また、国際開発協力に携わる人材の育成・確保を図る。

2. 評価概要

(イ) 大学組織および教員のデータベースの整備

2005年度の実績については、データベースの登録大学数269大学、登録教員数3,608人で登録教員については目標数を達成し、かつ現在まで継続的に登録がなされていることから、達成目標「登録大学数300大学、登録教員数3,000人（達成年度：2005年度）は全体として想定どおりに達成した。

(ロ) サポート・センターの整備

2002年7月に提出された国際教育協力懇談会最終報告を受け、大学における国際開発協力活動を支援するサポート・センターを2003年7月に開所。2005年度の実績については、援助機関7機関、国内外大学関係機関27機関、その他連携機関5機関との連携を開始・強化し、これは達成目標「5の援助機関、10の国内外大学関係機関、5のその他連携機関との連携を開始・強化（達成年度：2005年度）」を上回っている。また、サポート・センターを通じ、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を整備するという目標のもと、2005年度実績については、プロジェクト受託数が39件と想定基準の36件を上回っていることから、想定した以上に達成した。

(ハ) 人材育成

開発途上国の開発課題を専門とする若手人材が国際開発協力活動等に携わることを推進し、人材の育成を図るという目標のもと、2005年度実績については、インターンおよび就職者の総数が96人と、基準年度である2002年度の45人を上回っているため、想定した以上に順調に進捗している。

これまでの施策の成果を踏まえつつ、2006年度以降は、新たに大学等の特徴を活かした組織的かつ戦略的な国際協力活動の強化を目指すために必要な大学関連情報等の整備を行うほか、サポート・センターを通じ、大学のニーズに応じた情報

提供や個別対応等、大学が組織的かつ戦略的に国際開発協力活動を行うための相談・助言・提案に関する機能の強化を図るとともに、サポート・センターとJICA、JBIC、WBなどの核となる機関との連携の強化を図る。

◆備考

- ・政策評価による評価（2005年度実績評価）。
- ・非ODAを含む
- ・より詳細な情報は、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/main5_all.htm）を参照。

2.2.6 厚生労働省

(1) 国際機関の活動に対し協力すること：

国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

1. 施策の概要・目的

(施策1) 国際労働機関(ILO)が実施する技術協力プロジェクトへの財政支援を通じ、開発途上国における性差問題を考慮した雇用開発、女性の就業・雇用機会の拡大に貢献すること

ILOへの任意拠出を通じて、ILO専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施する。

- ①中国における創業訓練、マイクロファイナンス等による雇用開発を通じた小規模の創業希望者を支援するプロジェクト
- ②東南アジアにおける国外労働力移動の管理プロジェクト
- ③カンボジア・ベトナムにおける女性をターゲットとする職業訓練、意識啓発等を通じた女性の雇用・就業拡充を支援するプロジェクト

(施策2) 開発途上国の労働基準の向上のためのセミナー等を通じて、健全な労働環境の整備に貢献すること

- ①ILOへの任意拠出を通じて、アジア・太平洋地域を対象に強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止等の中核的労働基準の普及、啓発を目的として政労使三者構成地域セミナーを実施するとともに情報提供その他のフォローアップ事業を行う。

- ②途上国の労働・雇用政策行政官を対象に、日本を含むアジア2～3か国の労働・雇用政策の制度に関する研修を行うことを目的とした労働政策フェローシップ・プロジェクトを実施する。

(施策3) アジア太平洋地域技能開発計画(APSDEP)への協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

任意拠出金（平成17年度13万ドル）を拠出し、APSDEPの事業活動等を支援するとともに、我が国において、我が国の有する経験、専門知識、施設等を活かしたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

(注) アジア太平洋地域技能開発計画（APSDEP）は、国際労働機関（ILO）が協力する地域プログラムであり、アジア太平洋地域における職業能力開発分野の知識経験、施設等を相互に活用した技術協力を推進し、域内諸国の職業訓練の向上、雇用の拡大、ひいては経済社会開発を促進することを目的として、昭和53年に設立された。

我が国は、APSDEPの事業活動に対し拠出金を拠出するとともに、我が国が有する職業訓練分野における経験、ノウハウ等を活用したセミナー開催等の支援事業を実施している。

(施策4) 技術協力に携わる日本人専門家を育成すること

ILOが技術協力を行うアジア・太平洋地域のプロジェクトサイトでの実地研修等を通じて、同地域の労働事情に精通し、技術協力に係る知識及び経験を兼ね備えた日本人の専門官を養成するためのプロジェクトを実施する。

2. 評価概要

ILOやAPSDEPを通じた本事業は、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウを活かすとともに、加盟国同士が労使団体を含めて相互に協力し合う仕組みを採ることにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。

ILOは計画期間に応じて、第三者機関等による中間評価、最終評価を行い、客観的な事業の評価を行い、より効率的かつ効果的なプロジェクト運営が行われるよう積極的に取り組んでいる。また、全体として、各国政府及び労使団体等により高い

評価を得ている。

APSDEPに関しても、平成17年度には、「地域技能ネットワーク構築のための企画会議」を開催するなど、域内加盟国間のネットワークを強化し、加盟国間における資源の相互有効活用の促進を図っている。

全体として、各国政府及び労使団体より高い評価を得ており、国際機関の活動に協力し、国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進するという目標の達成に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。

◆備考

(1)より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。

(<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoku/06jiseki/dl/10-01-01.pdf>)

(2)ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく政策評価。

(2) 国際機関の活動に対し協力すること：

APECの人材養成分野の活動に対し協力すること (事後評価)

評価者：厚生労働省

1. 施策の概要・目的

(施策) APECの人材養成分野の活動に対する協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

①対象国の現地日系企業の研修施設等を活用し、現地の地域住民に対して基礎的な技術技能を習得させるための長期の研修事業を行うもの。(APEC人材養成技能研修事業)

②APEC域内の人材養成政策担当者等を対象として、域内の人材養成のあり方について論議する官・民代表者等による国際会議を行うもの。(APEC人材養成国際フォーラム)

③開発途上国における物流管理、生産管理に携わる指導的立場のホワイトカラー労働者に対し、民間企業を活用して必要とされる知識・技能を習得させる研修事業を行うもの。(APECホワイトカラー能力開発研修)

④現地企業の訓練担当者を対象とし、業務のIT化に伴う労働者への職業訓練方法等を内容とする短期研修を実施するもの。(APEC-IT研修)

2. 評価概要

本事業は、開発途上国において経済成長の隘路となりかねない人材育成に資するものであり、またAPEC域内の経済格差を是正し、域内のダイナミズムを発展させるという観点からAPECに対する協力として相応しいものである。APEC加盟エコノミーや各参加者及び現地地域社会等から高い評価を得ており、国際化時代に相応しい厚生労働行政を推進するという目標の達成に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。

◆備考

(1)より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。

(<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoku/06jiseki/dl/10-01-02.pdf>)

(2)ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく政策評価。

(3) 国際協力の促進により国際社会へ貢献すること：

労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

1. 施策の概要・目的

(施策1) 開発途上国の健全な労使関係の構築に貢献する人材を育成すること

①開発途上国人事・労務管理者育成事業

アジア地域の開発途上国を対象に人事・労務管理能力の向上を図り、各国の経済発展を推進することを目的として、(財)日本経団連国際協力センターが、当該諸国の人事・労務管理を担当し、企業等の組織においてリーダーシップを有する中堅幹部を我が国の企業に受け入れ、研修を行う事業に対し、国庫補助を行う。

②ASEAN労使関係プロジェクト支援事業

ASEAN域内で安定的な労使関係を構築し、経済の安定成長を促進することを目的として、平成17年度から実施しており、ASEAN地域に対し、我が国の経験を提供し、域内の労使関係の対話を促進する事業である。年度当初に厚生労働省が各国政府次官局長級と基本政策方針に係る委員会を開催した上で具体的な活動を委託事業として実施する。平成14年度から16年度までに実施した事業の後継事業である。なお、セミナーの開催は、(財)日本ILO協会に委託して行う。

(施策2) 開発途上国において職業訓練指導を担う者を養成すること

開発途上国における工業化の進展等に伴う技能者不足に対処するため、開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、我が国で職業訓練指導員を養成する唯一の専門的施設として設置運営されている職業能力開発総合大学の長期課程（4年間）及び研究課程（2年間）において留学生を受け入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法、訓練開発施設の運営管理ノウハウに至るまで幅広い分野にわたる技術、知識を付与する「外国人留学生受入事業」を実施する。

(施策3) 開発途上国の労働者等の受入を通して、

開発途上国への技能移転を推進すること

①開発途上国から民間企業の在職労働者を研修生として受け入れ、将来これら諸国の民間企業において指導的立場に立つ者を養成する「国際技能開発計画」、②開発途上国で将来熟練労働者となる青年を我が国へ受け入れ、高度な産業技術に係る職種を中心として技能を修得する「外国人基礎技能研修生受入事業」、③外国人研修生受入れ企業等に対する各種の指導、援助を行う「外国人研修指導、援助事業」、④技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るための「技能実習制度推進事業」を実施する。

2. 評価概要

アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、我が国の労使団体及び各国労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業を可能とするものであり、事業評価報告書による調査結果等で各国から高い評価を得ているところである。また、継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築及び最新情報の取得等のメリットもある。全体として、労働分野における人材育成のための技術協力の推進を通じた国際協力の促進により国際社会に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。

◆備考

(1)より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。

(<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoku/06jiseki/dl/10-02-01.pdf>)

(2)ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価。

2.2.7 農林水産省

(1) 食料・農業・農村に関する国際協力の推進（事後評価）

評価者：農林水産省

1. 政策の概要・目的

世界には約8億5千万人（2000-2002年）の栄養不足人口が存在し、その96%が開発途上国に集中していることから、1996年の世界食料サミットにおいて、世界の食料安全保障の達成と栄養不足人口の2015年までの半減を目指すことが宣言された。さらに、2002年に開催された世界食料サミット5年後会合においては、世界食料サミットにおいて定められた目標の達成状況が不十分であるとして、世界の栄養不足人口の半減に向け、各国による取組の一層の強化が求められているところである。

また、非伝統的な焼畑農業等による森林の減少・劣化や過放牧等による砂漠化の進行等の地球規模の環境問題が顕在化している中で、開発途上国の荒廃しつつある農地、草地等の回復・保全に積極的に取り組むとともに、持続的で生産性の高い農業を普及・発展させることも重要である。

さらに、ODA（政府開発援助）の実施に当たっては、我が国の外交政策や国内政策との整合性を図っていくこともこれまで以上に求められるようになっていく。このような観点から、EPA交渉やWTO農業交渉等における我が国の主張を開発途上国に浸透させるとともに交渉の円滑化を図るなど、我が国の農業政策への理解の促進に資することも重要である。

自然災害や人畜共通越境性疾病等の突発的かつ大規模な問題への適切な対応も重要である。

こうしたことから、飢餓・貧困の削減や地球環境の保全に資するため、ひいては世界の食料需給の将来にわたる安定に貢献するため、開発途上国の実情やニーズに即して、食料・農業・農村分野の技術協力や食料援助を進めるなど、食料・農業・農村に関する国際協力を積極的に推進していく。

2. 評価概要

本政策においては、①飢餓・貧困の削減への貢献、②地球環境保全への貢献、③我が国の農業政策への理解の促進、④突発的・大規模な問題への適切な対応の4項目を目標として設定し、さらに各事業ごとに事業目標を設定し、相手国の関係者等を対象として、それぞれの達成度等について、5段階評価のアンケート調査を実施した。アンケートの内容は、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の視点を盛り込んだ内容とした。

アンケート結果は数値化し（例えば、Excellent：100%、Poor：0%など）、算出した。目標値は各目標とも100%とした。

その結果は以下の通りである。

- ①飢餓・貧困の削減への貢献：80%
- ②地球環境保全への貢献：80%
- ③我が国の農業政策への理解の促進：78%
- ④突発的・大規模な問題への適切な対応：83%

各項目とも目標を概ね達成しているため、今後とも目標達成に向け、さらに効果的・効率的に事業を実施していくこととする。また、このアンケートでは、各事業ごとに事業内容等に関する意見を記入する欄を設けており、その意見等を事業内容の見直し等に反映に努めることとする。

◆備考

- ・非ODA事業含む
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページを参照。

(<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/16.pdf>)

(2) 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進（事後評価）

評価者：農林水産省

1. 政策の概要・目的

熱帯林をはじめとする世界の森林の減少・劣化は、地球温暖化防止等地球規模での環境保全の面から極めて重要な課題となっており、国際協調の下での持続可能な森林経営の実現に向けた取り組みの推進が必要となっている。このため、我が国は、このような問題が生じている開発途上国等における適用技術の開発、移転、人材の育成、政策の改善等を目的とした事業の実施、関係各国の政府機関やNGO等の関係者が参集する国際会議の開催、FAO（国連食糧農業機関）及びITTO（国際熱帯木材機関）が実施するプロジェクトへの資金拠出といった取り組みを通じ、持続可能な森林経営の推進を図っている。

2. 評価概要

国際林業協力事業の実施相手国の政府機関関係者等を対象として、事業成果等について、5段階評価のアンケート調査を実施し、その結果を数値化して百分率により集計した。

このアンケートでは、実施事業の「持続可能な

森林経営への寄与度」についての質問を設け、全ての回答者が最も評価が高い回答をする場合（100%）を目標値として設定した。その結果、達成状況は90%となった。

なお、このアンケートでは、有効性、効率性等についても5段階評価のアンケート調査を実施し、その結果を明らかにするなど、上記「持続可能な森林経営への寄与度」の他にも項目を設け、その結果を実施内容の見直し等に反映することとしている。

◆備考

- ・非ODA事業含む
- ・国際林業協力関係の事業は、政策分野「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」の一環として評価を実施。同政策分野の目標②が該当。
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページを参照。（http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/12_1.pdf）

(3) 国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大（事後評価）

評価者：農林水産省

1. 政策の概要・目的

公海の水産資源・まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力してその管理を行っていることから、水産資源の持続的利用を図るため、地域漁業管理機関による資源管理措置の推進を図るとともに、関係国との漁業協定を通じ我が国漁業の漁場の維持及び開発を図る。

2. 評価概要

水産物の安定供給の確保を図るためには、国内漁業のみならず、排他的経済水域外における水産資源の持続的な利用及び管理が必要であり、当該水域における操業に関する協定の締結、諸外国との協議、国際的な水産資源管理枠組みへの協力等を推進することが有効である。

これらの観点から、「国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大」を目標として

設定し、地域漁業管理機関等における資源管理への取組への協力および関係国との協議を積極的に推進した結果、

（イ）資源管理対象魚種については、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）および北大西洋漁業機関（NAFO）において新たに5魚種追加され75魚種となった。

（ロ）漁業協定数については、前述のWCPFCへの加盟およびマダガスカルとの民間協定の締結により2協定の増加となり、49協定となった。

●国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大：75魚種及び49協定

◆備考

- ・非ODA事業含む
- ・国際漁業協力関係の事業は、政策分野「水産物の安定供給の確保」の一環として評価を実施。同

政策分野の目標③が該当。

・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ

(http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/14_1.pdf) を参照。

2.2.8 経済産業省

(1) 開発調査協力（事前評価）

評価者：経済産業省

1. 施策の概要・目的

効率的・効果的な開発計画を策定する経験やノウハウに乏しい開発途上国に対して、当該国の政策立案・開発計画策定等のための支援を行い、当該国の経済発展のために効果的な技術協力施策を講じていくための基礎資料とする。

2. 評価概要

開発途上国が健全な経済発展を実現していくには、産業政策・制度の立案・構築、開発計画の策定を効率的かつ効果的に進めていくことが必要不可欠であるが、開発途上国においてはこのような計画を策定する知見や経験が乏しいのが現状である。

る。このため、我が国がこれまでに培った経験を活かしながら政策提言や技術的提言を通じて開発途上国への支援を行うことは、当該国の経済発展に我が国が貢献する手段として非常に有効である。

また、こうして立案された政策・制度の現場における実効性を確保する観点からは、制度整備にあわせた実行システムの実現・普及可能性を実証し、必要に応じて関連する制度の問題点を明らかにしていくことが重要である。

このような支援は、我が国の国際貢献として政策的に推進していくという観点から国の施策として位置付けられることが必要である。

(2) 人材育成協力（事前評価）

評価者：経済産業省

1. 施策の概要・目的

開発途上国の産業基盤の強化、貿易投資の自由化・経済統合に向けた取り組みに係る人材育成を支援し、開発途上国の経済発展基盤の整備を支援する。

2. 評価概要

経済のグローバル化が進む中で、我が国と密接な経済的結びつきを有する開発途上国の貿易投資

環境の整備を進めることは我が国にとっても喫緊の課題であり、中でも開発途上国の経済発展の基盤となる人材育成は重要な課題である。一方、本施策は、途上国の産業基盤の整備ひいては我が国の貿易投資環境の整備につながるため公益性は高く、また、途上国の自助努力のみにより達成することが困難なものについて我が国政府が支援するもの（政府開発援助）であることから行政の関与が必要である。

(3) 開発途上国との共同研究を通じた我が国の技術協力（事前評価）

評価者：経済産業省

1. 施策の概要・目的

開発途上国のみの研究開発能力では解決困難な技術開発課題について、我が国の研究開発能力を活用しつつ、途上国と共同研究を行うことにより、我が国から当該国への技術移転を促進するとともに、

に、当該国の研究開発能力向上を支援する。

2. 評価概要

開発途上国が自国のエネルギー・環境を中心とした技術開発課題を解決し、自立的発展をするた

めに必要な研究開発能力はまだまだ低水準であることから、当該分野の豊富な経験を有する我が国技術への開発途上国からの要望は引き続き高い。一方、本施策のような支援を民間企業が行うこと

とした場合、採算性等の観点から多大な困難が伴うこと、また、我が国の国際貢献である政府開発援助として政策的に推進していくという観点からも行政の関与が必要である。

(4) 資金協力案件形成（事前評価）

評価者：経済産業省

1. 施策の概要・目的

本施策は、我が国の経験と知見を活用した「顔の見える援助」の実施、民間経済協力の推進等を主目的としたものであり、我が国企業の経験と知見を活かすことのできる円借款案件の迅速な発掘・形成、開発途上国における民活インフラ整備案件の発掘・形成等を行っている。

2. 評価概要

本施策については、①成果が特定の企業に留まらず、環境保全プロジェクト等の実施を通じて広

く地球環境問題の解決等に資するものであること、②我が国の提案能力の向上を通じて援助の戦略的・効率的実施に資するものであること、③我が国の経験と知見を活用した「顔の見える援助」の推進に資するものであること等から、公益性が高く、行政の関与が必要である。

◆備考

より詳細な情報は経済産業省のホームページ (http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html) を参照。

2.2.9 国土交通省

(1) インフラ・プロジェクトの効果分析調査（事後評価）

評価者：国土交通省

1. 事業の概要・目的

国土交通省では、今後の国際協力事業の効果的な推進に活用するため、国内のインフラ整備事業に対する評価を通じて蓄積してきたノウハウ・知見を活用し、ODAによるインフラ整備事業の評価及びその評価手法の検討に取り組んでいる。

平成17年度は、フィリピン国「オルモック市洪水対策事業」を対象に評価を行った。本事業は、オルモック市内の主要河川の洪水防御計画に基づき、河川改修、流木止工及び橋梁建設を実施したものである。

2. 評価概要

本事業の評価にあたり、事業の裨益住民に対して、事業実施前の1991年と実施後の2003年の同規模の2回の台風襲来時の状況について、ヒアリング調査を実施し、事業実施前後の状況を比較した。

調査の結果、事業の実施による浸水水位・家屋数・期間の低減やライフラインの不通日数の減少、人的・物的被害の減少などの効果が確認できた。また、洪水時の失職者数の減少や洪水後の雇用機会の増加、景観の向上などの社会的な効果についても確認できた。

◆備考

政策評価法に基づく政策評価ではないが参考として掲載。

(2) 国際協力評価事業（事後評価）

評価者：国土交通省

1. 事業の概要・目的

開発途上国における社会経済インフラ整備に関する効果を把握するための手法を、ケーススタディを行いながら検討するとともに、開発途上国のインフラ整備効果を検証し、今後の国際協力事業の効果的な推進を図る。

2. 評価概要

カンボジアの港湾分野のインフラ・プロジェクトの整備効果を計量的に評価するため、同国における地域間産業連関表を整備、活用することによ

り、個別事業の整備効果を計測した。また、地域の経済への波及効果、雇用創出など地域住民の生活面に関する効果等を把握するため、現地の交通関連業従事者等を対象にヒアリング調査を実施した。調査結果から、地域経済への波及効果、雇用機会の拡大などの改善効果が確認できた。

◆備考

政策評価法に基づく政策評価ではないが参考として掲載。より詳細な情報は国土交通省のホームページを参照。（<http://www.mlit.go.jp>）

2.2.10 環境省**(1) 評価案件名：オゾン層保護対策（事後評価）**

評価者：環境省

1. 政策の概要・目的

開発途上国がモントリオール議定書に規定された規制スケジュールの本格的な遵守期間に入ったことに伴い、開発途上国支援の重要性が一層高まっていることを踏まえ、アジア地域の開発途上国による議定書遵守が円滑に進むよう、各途上国のニーズに合わせた支援を行う。

2. 評価概要

既にCFC（クロロフルオロカーボン）等の主なオゾン層破壊物質の撤廃に成功した日本の経験をいかし、アジア地域の開発途上国における人材の育成、体制の整備、制度構築への支援など開発途上国の施策実施能力の向上を促す支援を行うことは、費用対効果からも極めて有効であり、今後そ

の重要性は増すと考えられる。今後とも、開発途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図っていくことが必要である。

◆備考

環境省の政策評価は実施評価方式であり、共通の目標を有する事業のまとまりである「施策」を単位として実施しており、基本的にODA事業のみについての評価は実施していない。このため上記は、ODA事業を含む施策の概要及び評価であり、内容にはODA以外の事業も含まれているが、評価を分かりやすくするため、政策評価結果からODA事業に関係する部分を中心に抽出、掲載している。

(2) 環境教育・環境学習の推進（事後評価）

評価者：環境省

1. 政策の概要・目的

地方公共団体において海外から研修生を受け入れる際に必要なプログラムづくり、実施のノウハウについて専門的な研修を行う。

2. 評価概要

国内における途上国からの研修生受入体制の整備に寄与した。

◆備考

環境省の政策評価は実施評価方式であり、共通の目標を有する事業のまとまりである「施策」を単位として実施しており、基本的にODA事業のみについての評価は実施していない。このため、上記は、ODA事業を含む施策の概要及び評価であり、内容にはODA以外の事業も含まれているが、評価を分かりやすくするため、政策評価結果からODA事業に関係する部分を中心に抽出、掲載している。より詳細な情報は、環境省のホームページを参照。（<http://www.env.go.jp>）